

九州電力株式会社 宛

需要場所についての特別措置〔認定発電設備等〕適用確認書

電気供給約款に基づき、以下のとおり申込みます。

※ 認定発電設備を新たに設置する際、その電気使用開始に先立ち、本確認書により申込みした場合にのみ、本特別措置が適用されることに同意いたします。

【お客さま記入欄】

| | | |
|------------|--------------------------------|---|
| 申込者 | 氏名 | 印 |
| | 住所 | 〒 |
| | 電話番号 | () |
| 認定発電設備 | 設置場所 住所 | 〒 TEL - - |
| | 認定発電設備ID | |
| 需要場所の特例の適用 | 右の各項目を確認のうえ、 □ にチェックをお願いします | <input type="checkbox"/> 設置される発電設備は、再生可能エネルギー特別措置法における設備認定を受けていること ※太陽光発電出力が10kW未満の場合は配線方式が「全量配線」に限る <input type="checkbox"/> 非特例区域等において、認定発電設備と関係がある負荷設備がないこと <input type="checkbox"/> 特例区域等において、認定発電設備と関係がない負荷設備がないこと <input type="checkbox"/> 特例区域等および非特例区域等について、公道に面している等、当社の検針・保守・保安等の業務のため、立ち入りが容易に可能であること <input type="checkbox"/> 特例区域等および非特例区域等における保守、保安および計量器の検針等の業務を実施するにあたり、互いの需要場所を経由する場合があることについて、双方の契約者が同意すること <input type="checkbox"/> 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること <input type="checkbox"/> 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること <input type="checkbox"/> 需要場所の特例を適用するにあたり、新たに電気を使用する際、および、契約電力等を増加される際に、電力会社が新たに供給設備を施設したときは、要した工事費の全額を負担すること <input type="checkbox"/> 原需要場所に別の認定発電設備による特例区域等が設定されていないこと <input type="checkbox"/> 電気使用者が変更となった場合、本書の内容について引き継ぎいただくこと |

【九州電力記入欄】

| | | |
|--------|-------|-------|
| お客さま番号 | 受付年月日 | 年 月 日 |
|--------|-------|-------|

個人情報の利用目的

当社が取り扱う個人情報は、当社定款記載の次の事業において、契約の締結・履行、資産・設備等の形成・保全、商品・サービスの開発・改善、当社および当社グループ会社の商品・サービスに関するダイレクトメール等によるご案内その他これらに付随する業務を実施するために必要な範囲内で利用させていただきます。

- (1) 電気事業
- (2) 電気機械器具および蓄熱式空調・給湯装置その他の電力需要平準化または電気の利用効率に資する設備の製造、販売、リース、設置、運転および保守
- (3) 熱供給事業
- (4) 電気通信事業
- (5) 情報処理、情報提供のサービスおよびソフトウェアの開発、販売、リース
- (6) 電気通信工事、電気工事、土木建築工事の調査、設計、施工および施工監理
- (7) エネルギー資源の開発、採掘、加工、売買および輸送
- (8) ガス供給事業
- (9) 介護サービス事業および老人ホームの経営
- (10) 一般廃棄物、産業廃棄物の処理および再利用ならびにその再生品の販売
- (11) 住宅性能評価・保証事業
- (12) 航空運送事業
- (13) 書籍、映像・音声ソフトの販売、レンタル
- (14) コンクリート製品の生産および販売
- (15) 前各号に関するエンジニアリング、コンサルティングおよび技術・ノウハウの販売
- (16) 不動産の売買、賃貸借および管理
- (17) 前各号に付帯関連する事業
- (18) 経営上必要と認める他の会社への投資